

亀山市環境保全条例による開発行為地位承継事前届出書

年 月 日

亀山市長 様

承継人

住所又は所在地

氏名又は名称

電 話

被承継人

住所又は所在地

氏名又は名称

電 話

亀山市環境保全条例第12条の規定により、開発行為の地位承継について、あらかじめ次のとおり届け出ます。

環境保全条例による 開発行為承認年月日	年 月 日 亀 第 号
開 発 場 所	亀山市
開 発 面 積	m ²
開 発 目 的	
事 業 内 容	

承継人の添付書類

- 1 定款及び登記事項証明書
- 2 経歴書及び経営報告書
- 3 当該開発行為の資本計画及び管理計画書
- 4 環境保全条例による開発行為承認結果通知書